

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	「のりものフォトログin札幌2018」企画監修等業務
発 注 課	まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課
選 定 事 業 者	一般社団法人日本フォトロゲイニング協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、「のりものフォトログin札幌」の実施に係る、企画監修、地図作成・チェックポイント一覧作成、大会競技指導、大会運営サポートなどを行う業務である。本市で開催する「のりものフォトログin札幌」は、平成29年4月にリニューアルした「さっぽろえきバスnavi」を市民等が実際に使いながら、公共交通に乗って「フォトロゲイニング」を楽しむ企画として実施するものである。</p> <p>企画を確実に実施するためには、フォトロゲイニングを熟知している事業者の監修及び協力を得ることが必要不可欠で、当該業者は、日本国内における「フォトロゲイニング」の監修、指導等を専門に行う唯一の法人であり、全国各地で開催されているフォトロゲイニングの大会を多く監修しており、その実績は豊富である。</p> <p>また、当該業者が監修することで、当該業者の公式WEBサイトの「大会情報」や、毎月発行されるチラシへの掲載及び配布が可能となることから、企画の広報面でもその効果は大きい。</p> <p>「フォトログ」という名称も、当該業者が商標登録をしており、名称の利用にあたっては、当該業者より個別に承認を得る必要がある。（一般社団法人日本フォトロゲイニング協会開催規約第8条）</p> <p>以上の理由から、本業務を確実に履行できるのは当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、特定随意契約とする。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年4月10日